|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１章　総則 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．総則 |  |  |  |  |
|  | 第２章　性能基準 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．通則 |  |  |  |  |
|  | 1．適用範囲  共同住宅の既存鋼製玄関ドアの改修に使用する玄関ドア枠及び玄関扉で、社会の資産として住宅のストックの有効な形成・活用に寄与する特長、並びに環境の保全に寄与する特長を有するものに適用する。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2．用語の定義 |  |  |  |  |
|  | **3．種別**  a）種別  改修用玄関ドアには表－1のとおり種別を設ける。  表－1　種別   |  | | --- | | 種別 | | 玄関ドア  玄関扉 | | 図書 | □ |  |  |
|  | b）種別の定義  1) 玄関ドア：既存鋼製玄関ドアの改修に使用する、開き形式の玄関ドア用枠及び扉をいう。 |  |  |  |  |
|  | 2) 玄関扉：既存鋼製玄関ドア枠を利用して改修に使用する、開き形式の玄関ドア用扉とする。 |  |  |  |  |
|  | 4.　部品の構成  a）標準的な構成部品は表－2を対象による。  表－2　構成部品   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 構　成　部　品　名 | | 構成の別(注) | 備 考 | | 枠材 | 上枠、竪枠 | ● |  | | くつずり（下枠） | ● |  | | 方立材 | △ |  | | 無目材 | △ |  | | 扉材 | 表面材、フラッシュ板 | ● |  | | 框材 | ● |  | | エッジ材 | ● |  | | 充填材及び芯材 | ● |  | | 押し縁 | △ |  | | 額縁 | △ |  | | 付属部品 | ドアガード・用心鎖類 | ● | いずれか一種類を使用すること。 | | ドアアイ | ● |  | | 丁番類（ヒンジ） | ● |  | | 新聞受 | △ | 新聞差入れ口及び新聞受箱を組合せたもの。 | | 通気装置 | △ |  | | 上げ落とし類 | △ | 親子開き戸 | | 定規縁 | △ |  | | 気密材 | △ |  | | ガラス | △ |  | | 補強添板類 | ● |  | | 主錠 | ● | 優良住宅部品として認定された玄関ドア用錠前を使用すること。 | | 補助錠 | △ | | ドア･クローザ | ● | 優良住宅部品として認定されたドア・クローザを使用すること。 |   注)構成の別  ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。  △：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5．材料  a）必須構成部品、セットフリー部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当するJIS等の規格名称を明確にしたもの、又は、これらと同等の仕様・性能を有していることを証明したものを対象とする。  ＜例示仕様＞  表－3　材料   |  |  | | --- | --- | | 材料名 | 該当するＪＩＳ等の規格名称 | | 鉄鋼 | a) JIS G 3302:2022（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）のF12にクロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。  b) JIS G 3131:2024（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）又はJIS G 3141:2021（冷間圧延鋼板及び鋼帯）に溶融亜鉛めっき（呼び亜鉛付着量180g/m2）を施した後、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。  c) JIS G 4304:2021（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又はJIS G 4305:2021（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304。 | | アルミニウム合金 | JIS H 4000:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）又はJIS H 4100:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）の表面にJIS H 8602:2010（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）のＡ1、Ａ2、Ｂ種又はこれと同等以上の表面処理を施したもの。 | | 防錆塗料 | JIS K 5622:2006(鉛丹さび止めペイント)廃止規格、JIS K 5629:2010(鉛酸カルシウムさび止めペイント)廃止規格、またはO.F.P(エポキシ系即乾性塗料)、JPMS28（一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント） | | アンカーボルト類 | JIS G 3101:2022(一般構造用圧延鋼材)に規定するSS-400にJIS H 8610:1999(電気亜鉛めっき)に規定する２種３級の処理をしたもの。 | | タッピン  ねじ | JIS B 1125:2015(ドリリングタッピンねじ)またはJIS B 1124:2021(タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ)に規定するステンレス又は鋼製ねじ。 | | 小ねじ | SUS304、SUS305、SUS410、SUSMX7 | | リベット | ステンレス製、アルミニウム合金製、スチール製 | | ガラス | JIS R 3202:2022｢フロート板ガラス及び磨き板ガラス｣､JIS R 3203:2017｢型板ガラス｣､JIS R 3204:2014｢網入り板ガラス及び線入板ガラス｣､JIS R 3205:2025｢合わせガラス｣､JIS R 3206:2023｢強化ガラス｣､JIS R 3208:1998｢熱線吸収板ガラス｣又はJIS R 3209:2023｢複層ガラス｣ | | 図書 | □ |  |  |
|  | 表－4　構成部材の材料   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 部位 | 構成部材 | 材　　　料 | | 枠 | 上枠、竪枠 | JIS G 3302：2022(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)のF12に、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。  ステンレスくつずりを使用する場合は、JIS G 4304：2021(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)又は、JIS G 4305：2021(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるSUS 304とする。 | | くつずり | | 扉 | 表面板 | JIS G 3302：2022(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)のF12に、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。  JIS K 6744：2023(ポリ塩化ビニール被覆金属板及び金属帯)のB種SE又はSG。 | | 充填材 | JIS A 9504：2024(人造鉱物繊維保温材)によるグラスウール保温板2号24K、又は水酸化アルミ無機シートコア有機量40％以下のものに限る。 | | 補強、  添板類 | ｱﾝｶｰﾌﾟﾚｰﾄ、  錠前、用心鎖類の裏板 | JIS G 3302：2022(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)のF12に、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。  JIS G 3131：2024(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)にJIS H 8610：1999(電気亜鉛めっき)のEp－Fe／Zｎ8／CM以上のめっき処理を行ったもの。 | | 丁番、ﾄﾞｱ・ｸﾛｰｻﾞの裏板 | | 丁番 | | JIS G 4304：2021(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるSUS304。  但し、軸心は、JIS G 3101：2024(一般構造用圧延鋼材)によるSS400。 | | ドアアイ(防犯メガ  ネ) | | 筒部は、黄銅又は、黄銅性クロームメッキ。  レンズ部は、ガラス又は、JIS K 6717：2006(プ  ラスチック-ポリメタクリル酸メチル（ＰＭＭＡ）成形用及び押出用材料)に適合するメタクリル樹脂製のもの(視覚160°)。 | | ドアガード  用心鎖類 | | JIS G 4304：2021(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)又は、JIS G 4305：2021(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるSUS304。  JIS H 5301：2009(亜鉛合金ダイカスト)によるZDC2。 | | 図書 | □ |  |  |
|  | 6．施工の範囲  構成部品の施工範囲は、原則として次による。  a）枠アンカーの既存枠への固定及び枠アンカーとドア枠の固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）枠アンカーの躯体への固定及び枠アンカーとドア枠の固定（引抜き工法の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | c）戸のつり込み、調整及び固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）選択構成部品の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | e）既存玄関ドアの調査・診断及び必要な場合の既存枠の微調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | f）引抜き工法の場合は、既存玄関ドア及び付属部品の撤去・処分 | 図書 | □ |  |  |
|  | g）引抜き工法以外の場合は、既存扉及び付属部品の撤去・処分 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7．寸法  a）ドアの寸法公差及びモジュール呼び寸法  ドアの製品（完成品）に対する寸法公差及びモジュール呼び寸法は､JIS A 4702:2021「ドアセット」によるものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 付属部品等の互換性 玄関ドア及び玄関扉、玄関ドア用錠前及びドア・クローザの取付け寸法は、図-1、図-2、図-3、及び図-4に適合するものを対象とする。  図－１（レバーハンドル錠）　図－２（レバーハンドル錠）  図－３（プッシュプ　　　　図－４（開き戸用  ルハンドル錠）　　　　　　ドア・クローザ）  対象外 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 狭まり寸法  玄関ドア及び玄関扉取付け後の開口寸法は、既存開口寸法から表－5の最大狭まり寸法以下とする。  表-5　最大狭まり寸法   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 工法名 | 幅寸法(mm) | 高さ寸法(mm) | | 引抜き工法 | 30（30） | 30（30） | | カバー工法 | 35（45） | 25（25） | | 持出し工法 | 20（30） | 15（15） | | 扉交換工法 | 0（25） | 0（0） |  * （　）内寸法は、玄関ドア（建物変形対応）及び玄関扉（建物変形対応）の場合を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）引抜き工法において、特に要求のある場合、はつり工事を行うことで、開口寸法の現状維持等が可能であるものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）玄関扉は、既存枠に対応した寸法とし、交換扉の製作寸法の範囲を明確にしたものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | Ⅱ．要求事項  １．住宅部品の性能等に係る要求事項  1.1　機能の確保  a）ドアの気密  ドアの気密性は、「建具の気密性試験」を行い、JIS A 4702:2021 「ドアセット」の「5.性能」に定める気密性等級A－2、A－3、A－4のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。  ＜試験：JIS A 1516:1998「建具の気密性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b）ドアの水密  ドアの水密性を表示する場合は、「建具の水密性試験」を行い、JIS A 4702:2021「ドアセット」の「5．性能」に定める水密性等級のW－1、W－2、W－3、W－4のいずれかに適合すること。  ＜試験：JIS A 1517:2020「建具の水密性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c）開閉操作時の発生音  ドアは、開閉操作時に不快音を発しないこと。 | 現物 | □ |  |  |
|  | d）ドアの操作性  ドアは、次の操作性を満たしていること。  1) ハンドル、ドアガード又は用心鎖類の操作部は、使いやすいこと。プッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）にあっては、力をかけやすい形状であること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 2) 親子開き戸にあっては、後開き戸が固定できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 戸の開閉力  戸が初動時35Ｎ・ｍ以下の力で開放できるドア･クローザを取付けること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 4) ドア・クローザ  ① ドア・クローザは、開閉速度の調整が行えること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | ② ドア･クローザの性能は別に定める「優良住宅部品認定基準（ドア・クローザ）」によること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5) 取っ手の形状  レバーハンドル、引き手、プッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）のいずれかとすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 6）錠前  錠前は、内外両側から施解錠が容易に行える機構であり、錠前の施解錠状態が室内側から確認できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7）新聞受（新聞受が取付く場合）  ①　新聞受の差し入れ口の寸法は、幅は210㎜以上、高さは30mm以上とし、新聞を保持又は収納できる構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　差し入れ口カバーは、常時閉鎖状態になる構造であること。また、開き角度は差入れ口の開き寸法が、30㎜以上確保できるものであること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 8）通気装置（通気装置が取付く場合）  ①　ドアを閉じたまま通気できる構造であること。  ②　室内側の操作ツマミ等により簡単な操作で開閉できる構造であること。  ③　防虫網等により通気時の虫の侵入を防ぐ構造であ ること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）ドアの断熱  ドアの断熱性は、試験又は計算を行い、熱貫流率を明らかにし、表－6に定める等級のいずれかに適合すること。  ＜試験：BLT FDR－01「ドアの断熱性試験」又は、JIS A 4710：  2015（建具の断熱性試験方法）  計算：JIS A 2102-1：2015(窓及びドアの熱性能－熱貫流率の計算－第１部：一般)及びJIS A 2102-2:2011(窓及びドアの熱性能－熱貫流率の計算－第２部：フレームの数値計算方法)＞  表－6　ドアの断熱性   |  |  | | --- | --- | | 等級 | 断熱性（熱貫流率\*1） | | H-1型 | 4.1 ＜Ｕ≦4.7 | | H-2型 | 3.5 ＜Ｕ≦4.1 | | H-3型 | 2.9 ＜Ｕ≦3.5 | | H-4型 | 2.3 ＜Ｕ≦2.9 | | H-5型 | 1.9 ＜Ｕ≦2.3 | | H-6型 | 1.5 ＜Ｕ≦1.9 | | H-7型 | 1.1 ＜Ｕ≦1.5 | | H-8型 | Ｕ≦1.1 |   ＊１：Ｕは熱貫流率を表し、単位は"W／(㎡・K)"とする。 | 試験 | □ |  |  |
|  | f）ドアの日射熱取得性  日射熱取得性を表示する場合は計算を行い、表-7に定める等級を明示すること。  ＜計算：JIS A 4702：2021（ドアセット）「9.12日射熱取得性の計算」による＞  表-7　ドアの日射熱取得性   |  |  | | --- | --- | | 等級 | 日射熱取得性（日射熱取得率\*） | | N-1型 | 0.50 ＜η≦1.00 | | N-2型 | 0.35 ＜η≦0.50 | | N-3型 | η≦0.35 |   ＊：ηは日射熱取得率を表す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | g）ドアの結露対策  ドアは、結露水に対して対策を講じていること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | h）ドアの遮音  ドアの遮音性は、「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づく試験を行い、100～2,500Hzの範囲の 1/3 オクターブバンド毎の音響透過損失の算術平均値が表－7のいずれかに適合すること。なお、試験体については、JIS A 4702:2021「ドアセット」の9.9遮音性試験によること。  ＜試験：JIS A 1416:2000「実験室における建築部材の空気遮断性能の測定方法」＞  表－8　透過損失等級   |  | | --- | | 100Hz～2,500Hzの範囲の1/3オクターブバンド毎の音響  透過損失の単純平均 | | 25dB以上 | | 20dB以上 | | 試験 | □ |  |  |
|  | i）既存枠のゆがみへの対応  玄関扉で既存枠のゆがみに対応できる場合は、対応可能なゆがみの形状、寸法を明確にすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2　安全性の確保  1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保  a) ドアの耐風圧  ドアの耐風圧性は、「建具の耐風圧性試験」を行い、JIS A 4702:2021「ドアセット」の「5．性能」に定める等級S－3、S－4、S－5、S－6のいずれかに適合すること。  ＜試験：JIS A 1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b) 戸のねじり強さ  戸のねじり強さは、「ドアセットのねじり強さ試験」を行い、等級40（400N）、60（600N）のいずれかの載荷荷重で開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。  ＜試験：JIS A 1523:1996「ドアセットのねじり強さ試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c）戸の吊り下げ強さ  戸の吊り下げ強さは、「ドアセットの鉛直裁荷試験」を行い、等級50（500N）、75（750N）、100（1000N）のいずれかの載荷荷重で残留変位が３㎜以下で、開閉に異常がなく、かつ、使用上支障がないこと。  ＜試験：JIS A 1524:1996「ドアセットの鉛直裁荷試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d) 戸の耐衝撃  戸の耐衝撃性は、「ドアセットの砂袋による耐衝撃性  試験」を行い砂袋の鉛直方向の移動量等級17（170㎜）、50（500㎜）、100（1000㎜）のいずれかからの１回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと。  ＜試験： JIS A 1518:1996「ドアセットの砂袋による  耐衝撃性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e) ドアガード又は用心鎖類の強度  1）ドアガードの強度は「用心鎖及びガードアームの引張試験」により、3000Ｎの載荷を1分間保持し、除荷した後の使用に支障をきたさないこと。なお、試験においては破壊荷重も測定し記録すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）用心鎖類の強度は「用心鎖及びガードアームの引張  試験」により、3000Ｎの載荷を1分間保持し、除荷した後の使用に支障をきたさないこと。  ＜試験： JIS A 1510-2:2019「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」の6.5用心鎖及びガードアームの引張試験＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | f) ドアの変形追随性  1）面内変形追随性  玄関ドア（建物変形対応）及び玄関扉（建物変形対応）とする場合の面内変形追随性は、「片開きドアセットの面内変形追随性試験方法」により、面内変形1/200時200Ｎ以下で扉が解放し、かつ、手動により閉扉できること。また、面内変形 1/120時500Ｎ以下で扉が開放すること。  ＜試験：JIS A 1521:2018「片開きドアセットの面内変形追随性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）局部変形追随性  玄関ドア（建物変形対応）及び玄関扉（建物変形対応）とする場合の局部変形追随性は、縦枠（戸先側）中央部・上枠中央部に局部変形を与え、局部変形の変位が次の①及び②であること。  ①　縦枠中央部変位量8㎜時で開放力が500Ｎ以下であること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　上枠中央部変位量4㎜時で開放力が500Ｎ以下であること。（ただし、上枠のちり幅が6㎜以上である時は試験を省略できることとする。）  ＜試験：別冊BLT FDR-02「局部変形追随試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g) 玄関ドア（建物変形対応）及び玄関扉（建物変形対応）とする場合の付属部品  1）使用する定規縁類は、変形追随に適した仕様のものとすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）使用するストライク板等は、変形追随に適した仕様のものとすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | h)　接合耐力ねじの取付方法  接合耐力ねじは、JIS B 1125:2003（ドリリングタッピンねじ）又はJIS B 1124:2015(タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ)に規定するステンレスねじとする。また、接合耐力ねじの取付け間隔は400mm以下とし、縁端については、枠内部縁端から100mm以内とする。また、一辺には２ヶ所以上の接合がされていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | i）引張り抵抗形式のねじ受け材  引張り抵抗形式のねじ受け材は、鋼材においては1.6mm以上、アルミニウム合金材においては2.0mm以上とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保  a) 形状及び加工状態の安全  見えがかり箇所は、鋭角部、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。 | 現物 | □ |  |  |
|  | b) 防犯上の安全  1）主錠は優良住宅部品評価基準「玄関ドア用錠前」で認定された次の①又は②のいずれかのものを使用すること。  ①防犯建物部品（CP錠）  ②防犯建物部品（CP錠）以外 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）防犯建物部品（CP錠）以外を使用する場合は、二重ロックとするか、又は、定規縁等によりデッドボルトが外部から見えず、さわれない構造とすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）ドアアイは、外部からはずされない構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 4）投入口は、屋内が見通されず、錠前やドアガード類がはずされない構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5）通気装置の通気口は、屋内が見通されず、錠前やドアガード類がはずされない構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) ドアの安全  1）ガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策が採られていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.3 健康上の安全性の確保  a）ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策  構成部品に使用する材料は、次による。  1）建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.4 火災に対する安全性の確保  a) ドアの防火性  改修用玄関ドア及び改修用玄関扉は、次の特定防火設備であること。なお、通気装置を設ける場合は、防火ダンパー付きにすること。  特定防火設備  建設省告示第1369号に示す構造方法の特定防火設備、又は、建築基準法に基づく指定性能評価機関により60分以上の遮炎性能をもつ特定防火設備であると確認されたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.3　耐久性の確保  鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の耐久性は、以下に示すa）～c）の性能が確保されていること。また、仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等製の鋼製戸及び枠の耐久性はd），e）の性能が確保されていること。  なお、試験に供する試験片に特に指定がない場合は、塗装仕様ごとに約70mm×150mm×原厚の平板とし、製品から切り出すか製品と同一生産条件で製作したものを用いる。  a)　防錆塗装の塗膜厚さ  鋼製戸又は枠に下地防錆塗装を施す製品の下地防錆塗装の塗膜厚さは、「塗料一般試験方法」の「膜厚」に基づく試験を行い、平均膜厚が規定膜厚以上、かつ、最低膜厚が規定膜厚の85%以上であること。  ＜試験：JIS K 5600—1-7:2014（塗料一般試験方法）第1部:通則-第7節:膜厚「5.2.4 測定法4A 厚さの差による方法」、又は、「5.5.6 測定法７C 磁気誘導膜厚計」、又は、「5.5.7 測定法7D 渦電流膜厚計」、又は、「6.3.4 測定法12A 磁気誘導膜厚計」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b)　下地防錆塗装の付着性  鋼製戸又は枠に下地防錆塗装を施す製品の下地防錆塗装の塗膜付着性は、「塗料一般試験方法」の「付着性（クロスカット法）」に基づく試験を行い、試験結果の分類0～2であること。  ＜試験：JIS K 5600-5-6:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性（クロスカット法）＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c)　下地防錆塗装の耐食性  鋼製戸又は枠に下地防錆塗装を施す製品の下地防錆塗装の塗膜耐食性は、「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を100時間行い、錆の発生がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d)　仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等製鋼製戸及び枠の耐食性  仕上塗装又は化粧鋼板等の鋼製戸及び枠の仕上げの耐食性は、「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を500時間行い、著しい錆の発生、著しい塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。なお、試験体は、実際の戸及び枠のコーナー部より約20cm×20cmの大きさで採取し、その切断面は防錆処理等によりシールを行い、切断面は評価の対象外とする。また、試験体は各１体とする。  ＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e)　仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等製鋼製戸及び枠の耐塩水性  「塗料一般試験方法」の「耐液体性（一般的方法）」に基づく試験を行い、試験片を塩化ナトリウム水溶液(濃度30g/ℓ)に96時間浸せき後、錆の発生、塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。  ＜試験：JIS K 5600-6-1:2016（塗料一般試験方法）第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性（一般的方法）「7 方法1（浸せき法）」7.4手順Ａ＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | f)　戸の開閉耐久性  戸の開閉耐久性は、「建具の開閉繰り返し試験」により、開閉繰返しを２０万回行い、試験後の状態が開閉に異常なく、使用上支障がないこと。なお、戸が確実に閉位置に収まる開閉動作ができる場合、当分の間はラッチングボルトは各開閉毎にストライクプレートに収めなくてもよいこととする。  ＜試験： JIS A 1530:2014「建具の開閉繰返し試験方法」　　　　　　　　　　　　　　　　　＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g)　気密用ガスケットの耐候性  気密用ガスケットの耐候性は、「大気暴露試験方法通則」による直接暴露試験を1年以上、又は「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」のオープンフレームカーボンアークランプ（WS－A）の試験を250時間以上行い、試験終了後において使用上支障のないこと。  ＜試験：JIS Z 2381:2017「大気暴露試験方法通則」及び JIS A1415:2013「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | h)　プラスチック製成型品の耐薬品性  プラスチック製成形品は、亜塩素酸ソーダ、塩酸、水酸化ナトリウム、家庭用殺虫剤を各々試験体表面の平坦部に滴下させ24時間静置し、表面の汚染が容易に除去できない状態に汚染・浸食されないこと。  ＜試験：BLT FDR-03「耐薬品性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | i)　部材の耐久性  異種金属間の腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材のそり及び腐れ等により部材の耐久性を損なうことがないように措置されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | j)　異種金属間腐食に対する配慮  材料選択に当たっては、異種金属が接触し腐食を起こさないよう設計されていること、又は、防錆処理をしたものを使用すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | k）カバー工法及び持ち出し工法の場合、既存の玄関ドア枠と取付けた玄関ドア枠の間に躯体のひび割れ等により雨水等が入った場合、排水できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | l)　新聞受の耐久性  新聞受の差し入れ口カバー及び取り出し口カバーは、差入れ口カバーについては50,000回、取出し口カバーについては20,000回の開閉繰返し試験を行い、試験後の状態に異常がなく、使用上支障がないこと。  ＜試験：BLT FDR-04 「差入口カバー等の開閉繰返し試験」  BLT FDR-05 「取出し口カバー等の開閉繰返し試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | m)　通気装置の耐久性  通気装置の操作ツマミ等の開閉を10,000回繰り返し、試験後の状態に異常がなく、使用上支障がないこと。  ＜試験： BLT FDR-06 「通気装置等の開閉繰返し試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.4　環境に対する配慮  1.4.1 製造場の活動における環境配慮  製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2改修用玄関ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮  次の項目に適合すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮  次のような材料の調達時等における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。  a)　再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮  次のような製造・流通時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。  a)　製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d)　工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、次のような取組みを行っていること。  1)　調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.3 施工時における環境配慮  次のような施工時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。  a)　再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c)　梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.4 使用時における環境配慮  次のような使用時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。  a)　断熱・気密性能を確保していること | 図書 | □ |  |  |
|  | b）厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮  次のような更新・取外し時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。  a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮  次のような処理・処分時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。  a) 廃棄物の発生を抑制するため、次のような取組みを行っていること。  1) 再資源化が容易な材料を使用していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 種類ごとに材料名の表示があること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 再資源化を実施していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2　供給者の供給体制等に係る要求事項  2.1 適切な品質管理の実施  次のa）又はb）により生産管理されていること。  a) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持され生産管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。  1) 品質管理  以下の方法により品質管理が行われていること。  ①工程の管理  ⅰ) 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。  ⅰ) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅲ) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅳ) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅴ) 苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) その他品質保持に必要な項目  ① 品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2　適切な供給体制及び維持管理体制等の確保  2.2.1 適切な品質保証の実施  a) 保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  1）手動での開閉機能に係る瑕疵　　　5年  2）1)以外の部分又は機能に係る瑕疵　2年  免責事項  １　住宅用途以外で使用した場合の不具合  ２　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  ３　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  ４　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動･分解などに起因する不具合  ５　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象  ６　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  ７　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  ８　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.2 確実な供給体制の確保  製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3適切な維持管理への配慮  2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮  使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。  a) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮  a) 構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。  1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4 確実な維持管理体制の整備  2.2.4.1 相談窓口の整備  a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等  維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。  a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理  メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3　適切な施工の担保  2.3.1 有資格者による施工  a) 施工は、当財団に優良取替事業者として登録された事業者により行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 施工管理は、当財団に特定住宅部品取替工事管理者として登録された者により行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3.2 適切なインターフェイスの設定  少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。  1）取付け寸法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）取付け下地の処理 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）構成部品、ビス等の規格 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3.3 適切な施工方法・納まり等の確保  a)　次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。  1) 施工の範囲及び手順  ①　既設ドアの確認 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　枠アンカーの既設ドア枠への固定と枠アンカーとドア枠の固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　枠アンカーの躯体への固定と枠アンカーとドア枠の固定（引抜き工法の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　戸のつり込み、調整及び固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤　選択構成部品の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 施工上の留意事項等  ①　現場での加工・組立て・取付け手順 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　必要な特殊工具及び留意点 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　下地の確認、取付け後の検査及び仕上げ | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　取り合い部分についての標準納まり図 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤　外壁の断熱材等を欠損させた部分の修復（引き抜き工法の場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑥　引き抜き工法を除く工法の場合は、既存開口部の取外しから玄関ドアの取付けまで原則として１日以内で施工が完了する旨。引き抜き工法の場合は、工事完了までの日程を関係者間で協議する旨。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑦　既存スチール枠等の劣化状況を診断できるマニュアル及び体制の整備状況 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑧　施工技術者に対する指導等の体制の整備状況 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑨　施工は別に定める「改修用玄関ドア施工要領書」（発行：一般財団法人ベターリビング）により行う旨。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 関連工事の留意事項  ①　取付け下地の要件及び施工方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　その他関連工事の要件 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　発注者が改修後の開口寸法及び適切な改修工法を選択できるために発注者向けの説明書等（マニュアル、パンフレットを含む）が整備されている旨。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 | 図書 | □ | ・限定的  ・標準的 |  |
|  | c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3　情報の提供に係る要求事項  3.1　基本性能に関する情報提供  少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a）気密・水密・遮音・断熱・耐風圧性能 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）防火性能  建築基準法に基づく特定防火設備 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）扉の形式 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）仕上げ・材質 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）把手の形状 | 図書 | □ |  |  |
|  | f）各種寸法 | 図書 | □ |  |  |
|  | g）付属部品の種類・構成 | 図書 | □ |  |  |
|  | h）ホルムアルデヒド発散速度又は発散区分  （ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料を使用する場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | i）玄関ドアを設置するために使用するシーリング材等にホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨 | 図書 | □ |  |  |
|  | j）防犯性能 | 図書 | □ |  |  |
|  | k）通気部の有効開口面積（通気装置を設ける場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.2　使用に関する情報提供  a）少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。  1）誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 4）使用者が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5）日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |
|  | 6）故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7）製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |
|  | 8）消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険･損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.3　維持管理に関する情報提供  少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。  a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.4　施工に関する情報提供  少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。  a) 「2.3.2施工方法・納まり等の明確化」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 品質保証に関する事項  1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 保険の付保に関する事項  ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ | ・施工者限定する  ・施工者限定しない |  |
|  | ② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行なった者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **Ⅲ．付加基準**  1　高齢者・障がい者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加基準  改修用玄関ドアで、高齢者・障がい者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。  a)　Ⅱ．要求事項1.住宅部品の性能等に係る要求事項1.1機能の確保d）ドアの操作性について、戸の開き力は、ドア・クローザを取付けて「建具の開閉力試験の開き力確認試験」を行い、戸が初動時30Ｎ・ｍ以下の力で開放できること。  ＜試験： JIS A 1519:2020「建具の開閉力試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b)　Ⅱ．要求事項1. 住宅部品の性能等に係る要求事項1.2安全性の確保1.2.2使用時の安全性及び保安性の確保c）ドアの安全について、次を具備すること。  1）段差  くつずりと玄関外側の高低差は20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差は5mm以下であること。(品確法等級5に対応) | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）有効幅員  有効幅員は800㎜以上であること。（品確法等級5に対応） | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）自動閉鎖機能  ドア・クローザは、車椅子が安全に通過できるよう閉扉時間の調整が行えるものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2　防犯性の向上に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認基準  改修用玄関ドアで、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。  a）ドア本体  「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定める次のすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すると認められていること。  1）こじ破り・受座壊し  2）面材破壊（サムターン操作）  3）戸板破り（侵入）  ＜試験：「防犯性能の高い建物部品の開発･普及に関する官民合同会議」により定められた　「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」（平成19年10月30日公表）及び「ドア（Ｂ種）の防犯性能の試験に関する細則（平成16年基準）」（平成19年10月30日公表）による試験＞ | 図書 | □ |  |  |
|  | b）錠前  主錠は優良住宅部品評価基準「玄関ドア用錠前」で認定された、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定めるすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すると認められているものを使用すること。 | 図書 | □ |  |  |